(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	改造であって、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］
(7)・(8) 略	［略］	［略］
(9) 緊急時対策所	改造であって、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
［略］	［略］	［略］
原子炉本体	［略］	ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項 1 ［略］ 2 炉心に係る次の事項 (1) ［略］ (2) 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替えの別に記載すること。） (3) ［略］ ［削る。］

(6) ［同上］	［同上］ (1)・(2) 同上 ［加える。］	［同上］
(7)・(8) 同上	［同上］	［同上］
(9) ［同上］	［同上］ (1)・(2) 同上 ［加える。］	［同上］

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
［同上］	［同上］	［同上］ 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書
［同上］	［同上］	1 ［同上］ 2 ［同上］ (1) ［同上］ (2) 燃料材の種類、燃料の濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替の別に記載すること。） (3) ［同上］ (4) 炉心支持構造物に係る次の事項 イ 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
［同上］	［同上］	［同上］ 構造図 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書